

START



令和8年度 栗東市結婚新生活支援補助金 上限額フローチャート

2026年1月～2027年2月28日婚姻カップル
婚姻日に夫婦ともに、39歳以下
令和8年度(令和7年分)の所得が夫婦合計500万円未満

●賃料+引越費用を請求しますか ➡①へ

●住宅購入やリフォーム代+引越費用を請求しますか ➡②-1へ

※国が実施している補助金を使用している場合 ➡②-2へ

国が実施している補助金は、ZEHや省エネ等に対する補助金を指します
(Q&A No. 33参照)

●賃貸契約しておらず、住宅購入・リフォームもしていない住宅への引越費用を
請求しますか ➡③

①



婚姻日の年齢は、夫婦と
ともに29歳以下ですか？

いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦と
ともに39歳以下ですか？

いいえ

交付対象外

はい

申請日から見て転入日が、
夫婦ともに本市に転入し
て1年未満ですか？

いいえ



申請日から見て転入日が、
夫婦ともに本市に転入し
て1年未満ですか？

いいえ

はい

交付上限額
30万円

はい

申請日から見て転入日が、
夫婦のいずれか本市に転
入して1年未満ですか？

いいえ



申請日から見て転入日が、
夫婦のいずれか本市に転
入して1年未満ですか？

いいえ

はい

交付上限額
20万円

交付上限額
30万円

交付上限額
40万円

交付上限額
20万円

交付上限額
10万円

必要書類は、別紙
「栗東市結婚新生活支援補助金
必要書類等チェックリスト」
をご覧ください。



②-1 国の補助金を使用していない場合

親世帯と同居または近居
ですか？

親世帯とは、夫婦のうち、いずれかの親を
指します
近居とは、同一小学校区内又は直線距離で
5km以内の範囲に居住（親は市外でも可）



はい

市内業者を利用しました
か？

（市内の住宅販売者または施工業
者と契約したものが対象）
市内の住宅販売者または施工業者とは
市内に本社、事業所を有する法人又は市内
に住民登録を有する個人事業者を指す
（自ら実施するものは対象外）

はい

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和6年3月31日までに
建築された物件。その物件を令和8年4月1日
から令和9年2月28日に購入した場合を指す。
・戸建て住宅又は、マンション
・別荘を除く（住居地以外の住居）
・補助金の交付年度において、売買契約を締結
し、引き渡しが完了していること
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又
は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築
物でないこと

はい

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに29歳以下で
すか？

はい

1
交付上限額
75万円

いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに39歳以下で
すか？

はい

2
交付上限額
45万円

市内業者を利用しました
か？

（市内の住宅販売者または施工業者
と契約したものが対象）
市内の住宅販売者または施工業者とは
市内に本社、事業所を有する法人又は市内
に住民登録を有する個人事業者を指す（自
ら実施するものは対象外）

はい

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和6年3月31日までに建
築された物件。その物件を令和8年4月1日
から令和9年2月28日に購入した場合を指す。
・戸建て住宅又は、マンション
・別荘を除く（住居地以外の住居）
・補助金の交付年度において、売買契約を締結し、
引き渡しが完了していること
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又は
公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物で
ないこと

いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに29歳以下で
すか？

はい

3
交付上限額
70万円

いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに39歳以下で
すか？

はい

4
交付上限額
40万円

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和6年3月31日までに
建築された物件。その物件を令和8年4月1日
から令和9年2月28日に購入した場合を指す。
・戸建て住宅又は、マンション
・別荘を除く（住居地以外の住居）
・補助金の交付年度において、売買契約を締結
し、引き渡しが完了していること
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又
は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築
物でないこと

はい

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに29歳以下で
すか？

はい

5
交付上限額
65万円

いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに39歳以下で
すか？

はい

6
交付上限額
35万円

いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦とも
に29歳以下ですか？

はい

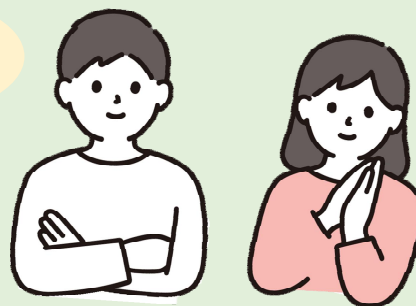
8
交付上限額
60万円

いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦とも
に39歳以下ですか？

はい

7
交付上限額
30万円



栗東市
企画政策課
TEL:077-551-1808



親世帯と同居または近居
ですか？

親世帯とは、夫婦のうち、いずれかの親を
指します
近居とは、同一小学校区内又は直線距離で
5km以内の範囲に居住（親は市外でも可）



はい

市内業者を利用しました
か？

（市内の住宅販売者または施工業者
と契約したものが対象）
市内の住宅販売者または施工業者とは
市内に本社、事業所を有する法人又は市
内に住民登録を有する個人事業者を指す
（自ら実施するものは対象外）

はい

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和6年3月31日までに
建築された物件。その物件を令和8年4月1日
から令和9年2月28日に購入した場合を指す。
・戸建て住宅又は、マンション
・別荘を除く（住居地以外の住居）
・補助金の交付年度において、売買契約を締結
し、引き渡しが完了していること
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又
は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築
物でないこと

はい

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに29歳以下で
すか？

いいえ

はい

1 交付額
15万円
+
引越費用代
（60万円上限）

2 交付額
15万円
+
引越費用代
（30万円上限）

市内業者を利用しました
か？

（市内の住宅販売者または施工業者
と契約したものが対象）
市内の住宅販売者または施工業者とは
市内に本社、事業所を有する法人又は市

はい

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和6年3月31日までに建
築された物件。その物件を令和8年4月1日
から令和9年2月28日に購入した場合を指す。
・戸建て住宅又は、マンション
・別荘を除く（住居地以外の住居）
・補助金の交付年度において、売買契約を締結し、
引き渡しが完了していること
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又は
公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物で
ないこと

はい

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに29歳以下で
すか？

いいえ

はい

3 交付額
10万円
+
引越費用代
（60万円上限）

4 交付額
10万円
+
引越費用代
（30万円上限）

中古物件を購入しましたか？

補助中古物件とは、令和6年3月31日までに
建築された物件。その物件を令和8年4月1日
から令和9年2月28日に購入した場合を指す。
・戸建て住宅又は、マンション
・別荘を除く（住居地以外の住居）
・補助金の交付年度において、売買契約を締結
し、引き渡しが完了していること
・建築基準法その他の法令に違反する建築物又
は公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築
物でないこと



いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに29歳以下で
すか？

はい

5 交付額
5万円
+
引越費用代
（60万円上限）

婚姻日の年齢は、夫婦
ともに39歳以下で
すか？

いいえ

はい

いいえ

婚姻日の年齢は、夫婦と
もに39歳以下ですか？

はい

6 交付額
5万円
+
引越費用代
（30万円上限）

婚姻日の年齢は、夫婦とも
に29歳以下ですか？

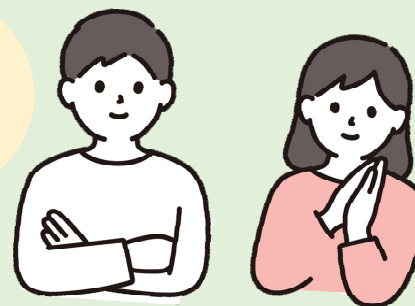
はい

8 引越費用代のみ
（60万円上限）

婚姻日の年齢は、夫婦とも
に39歳以下ですか？

はい

7 引越費用代のみ
（30万円上限）



栗東市
企画政策課
TEL:077-551-1808



③

親世帯と同居または近居
ですか？



親世帯とは、夫婦のうち、いずれかの親を
指します
近居とは、同一小学校区内又は直線距離で
5km以内の範囲に居住（親は市外でも可）

はい

申請日から見て転入日が、
夫婦ともに本市に転入し
て1年未満ですか？

はい

婚姻日の年齢は、夫婦と
もに29歳以下ですか？

はい

1

交付額
5万円
+
引越費用代
(40万円上限)

いいえ

いいえ

2

交付額
5万円
+
引越費用代
(30万円上限)

はい

婚姻日の年齢は、夫婦と
もに39歳以下ですか？

はい

3

交付額
5万円
+
引越費用代
(30万円上限)

申請日から見て転入日が、
夫婦のいずれかが本市に
転入して1年未満ですか？

いいえ

いいえ

4

交付額
5万円
+
引越費用代
(20万円上限)

1～6の額から交付額5万円
を除いた額が、引越費用の上
限額です。

婚姻日の年齢は、夫婦と
もに29歳以下ですか？

はい

婚姻日の年齢は、夫婦とも
に39歳以下ですか？

はい

5

交付額
5万円
+
引越費用代
(20万円上限)

はい

婚姻日の年齢は、夫婦と
もに29歳以下ですか？

いいえ

6

交付額
5万円
+
引越費用代
(10万円上限)

はい

婚姻日の年齢は、夫婦と
もに39歳以下ですか？

栗東市
企画政策課
TEL:077-551-1808

